

施策名 (1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

1 今後の方向性、検討課題等

(1) 国民の意識啓発

女性に対する暴力をなくすため、国民各界各層に対して広報啓発を行う必要がある。加害を防止する観点からは、男性に対してもより一層広報・啓発を行う。

女性に対する暴力をなくす観点から、改正配偶者暴力防止法、人身取引等の重要事項について、積極的に広報・啓発を行う。

女性に対する暴力をなくす運動(毎年11月12日～25日)において、広報・啓発を集中的に行っているところであるが、今後とも、この運動の周知に努めるとともに、関係府省庁及び地方公共団体と連携しつつ、広報啓発を行う。

(2) 相談・カウンセリング対策の充実

これまで都道府県の配偶者暴力相談支援センターの連絡先等をホームページやパンフレット等により周知してきたところであり、今後も、必要な情報の提供に努める。

(3) 研修・人材確保

民間団体等との連携も配慮しつつ、研修会の開催、専門家であるアドバイザーの派遣等配偶者からの暴力に関する相談員等の人材の育成及び資質の向上並びに心身の健康を保持するための支援を推進していく。

(4) 関係機関の連携の促進

女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議を随時開催するとともに、必要な都度、都道府県を対象とした説明会を開催してきたところであり、今後も、こうした取組みを通じ連携の強化に努めていく。

(5) 女性に対する暴力に関する調査研究

女性に対する暴力に関する実態については、平成11年度及び14年度にその実態を把握したところであるが、今後とも、その実態を定期的に把握するための調査を行う。

加害者の更生に関する指導の方法については、これまで諸外国の制度等について調査研究を行ってきたところであるが、指導の方法としてどのようなものが有効であるかについては未解明な部分が多い。

暴力の発生を未然に防止する観点から、配偶者からの暴力を始めとする女性に対する暴力の加害者とならないための、一般人を対象とする予防的な教育プログラム等の調査研究を行う。

2 参考データ等

別紙参照